

平成20年11月28日

心身障害者用低料第三種郵便物ご利用に当たってのお願い

郵便事業株式会社

先般、心身障害者用低料第三種郵便物制度が悪用され、心身障害者用低料第三種郵便物がダイレクトメール代わりに郵送されているとの報道が新聞でなされております。

弊社といたしましては、この事態を重く受け止め、現在、承認条件を具備しているかどうかを含め必要な調査を実施するなどして事実関係の把握に努めているところであり、制度が本来の趣旨どおり運用されていない場合、必要に応じて制度面・運用面での改善策を年内を目途にとりまとめ、速やかに実施に移すこととしております。

併せて、弊社といたしましては、同制度が社会的に果たしている役割の重要性にかんがみ、同制度を引き続き適正に運用していくため、承認条件の遵守につきまして引き続きお願い申し上げる次第であります。仮に承認条件違反があると考えられるご利用に対しましては、法令及び郵便約款に沿って厳正に臨む所存でありますので、皆様におかれましては、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、現在実施中の調査結果等に基づき制度運用などの改善を予定しているところであり、ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、事情ご賢察の上ご理解いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上

(連絡先)

本社 郵便事業本部 郵便事業部

電話:03-3504-4364